

第三次北本市障害者福祉計画 について (概要)

令和3年10月1日

本計画に係る根拠法

障害者基本法（抜粋）（障害者基本計画等）

○法第10条第1項(施策の基本指針)

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

○法第11条第3項(市町村障害者計画)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

○法第11条第8項(議会への報告及び公表)

第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

【参 考】

障害者総合支援法（抜粋） ※障害福祉計画根拠

○法第 87 条第 1 項(基本指針)

厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

○法第 88 条第 1 項(市町村障害福祉計画)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

児童福祉法（抜粋）

※障害児福祉計画根拠

○法第 33 条の 19 第 1 項

厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援(以下この項、次項並びに第 33 条の 22 第 1 項及び第 2 項において「障害児通所支援等」という。)の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下この条、次条第 1 項及び第 33 条の 22 第 1 項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

○法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

○法第 33 条の 20 第 6 項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。



策定委員会の開催に係る根拠

障害者基本法（抜粋）

○法第11条第6項(策定委員会の設置)

市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

障害者計画策定指針

第1 計画策定の体制・手順

2 策定手順

(3) 計画には、障害者団体の代表、医療・教育・福祉等に従事する専門家、学識経験者等の各方面の幅の広い意見を反映させるようように努める。

本計画の位置づけ（障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の関係）

本計画の位置づけは、以下のとおりです。今回策定の第三次北本市障害者福祉計画は、①障害者計画にあたります。

	①障害者計画	②障害福祉計画	③障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条3項	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条の20
主務官庁	内閣府	厚生労働省	厚生労働省
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量の見込み及び提供体制の確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の必要量の見込み及び提供体制の確保などに関して定める

① 障害者計画にあたります。

②障害福祉計画、③障害児福祉計画にあたります。

北本市計画の期間									
平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 中間年	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①第三次北本市障害者福祉計画 「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本」の実現							本計画		
②第五期障害福祉計画 ③第一期障害児福祉計画			②第六期障害福祉計画 ③第二期障害児福祉計画			②第七期障害福祉計画 ③第三期障害児福祉計画			



障害者関係の行政計画の関係図

